

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク
管理運営計画書

Sobo, Katamuki and Okue Biosphere Reserve

Management Plan

2017—2026

ユネスコ「人間と生物圏」計画

UNESCO MAN & THE BIOSPHERE PROGRAMME

2017年9月

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会

Sobo, Katamuki and Okue Biosphere Reserve Council

目 次

1	はじめに一祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク管理運営計画の策定にあたって	1
(1)	管理運営計画の趣旨	1
(2)	管理運営計画の位置づけ	2
(3)	管理運営計画の計画期間	2
2	祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの概要	3
(1)	自然環境	3
(2)	社会経済環境	6
(3)	文化	9
3	祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの活動理念	10
4	祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのゾーニング	11
(1)	核心地域	11
(2)	緩衝地域	14
(3)	移行地域	15
5	基本方針	18
6	取組の方向性	19
(1)	貴重な生態系の持続的な保全	20
(2)	学術的研究や調査・研修への支援	21
(3)	自然と共生した持続可能な発展	22
7	祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの推進体制	24
(1)	登録までの推進体制	24
(2)	登録後の管理運営体制	25
8	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク管理運営計画の進捗管理	27
(1)	P D C Aサイクルによる進捗管理	27
(2)	管理運営計画の見直し及び変更	27

【用語集】	28
-------	----

【資料】

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会 会則・名簿	30
-----------------------------	----

※名簿は2017年9月時点。

1 はじめに一祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク管理運営計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

大分県、宮崎県の県境にそびえる祖母山、傾山、大崩山を主峰とする祖母・傾・大崩山系（以下「祖母傾山系」という。）は、九州最高峰級の山々が連なる急峻な山岳地形と、その山塊を源流とする典型的なV字谷の美しい渓谷が数多く存在することで知られている。

この地域は、急峻な山岳地形ゆえに、暖温帯から冷温帯までの日本の主要な気候が垂直的に存在している。このため、日本列島の幅広い植生と豊かな動植物相といった原生的自然環境を、この限られた地域で見ることができる。また、この地域の過去の火山活動や近接する阿蘇山の過去4回の大噴火などの地史が生み出した複雑な地質・地形により、多様なハビタットがモザイク状に広がり、世界でこの地域にしか生息しない種をはじめ、極めて多くの生物種の宝庫となっている。こうしたことから、祖母傾山系そのものが、「日本の自然史博物館」の様相を呈している。

この地域の人々は、複雑な地形の制約の中で工夫を重ね、自然環境に順応し、また破壊することなく、多様で持続的な営みを行ってきた。狩猟や農林業による暮らしの中で培われた、「厳しい自然を畏れる気持ち」と「自然の恵みをもたらす存在として大切に思う気持ち」、すなわち「自然への畏敬」の念が、人々の心に深く根付いていることもこの地域の特徴である。そのことがこの地域における二次的自然環境の多様性の高さ、人々の自然環境を保全する意識の高さにつながっており、奥山から里山まで豊かな自然が保たれ、地域を代表する農林業地帯として、自然環境と農林業の調和の取れた経済社会が今日まで維持されている。

ユネスコは、1971年、自然環境や天然資源の保護とそれらの持続的な利活用を図ることを目的とした国際協力事業として「人間と生物圏（MAB：Man and Biosphere）計画」を立ち上げ、1976年から、その枠組みに基づく世界的なモデル地域として「生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserve／国内名称：ユネスコエコパーク）」を設けることとした。生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目指すユネスコエコパークの理念は、まさに祖母傾地域における「自然と人間社会の共生」そのものだと言える。

こうしたことから、2014年、祖母傾山系を取り囲む、大分県佐伯市、竹田市、豊後大野市、宮崎県延岡市、高千穂町、日之影町と大分県、宮崎県の2県6市町の自治体を中心となり、祖母傾地域においてユネスコエコパークへの登録を目指す取組が始まり、2017年6月、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク（以下「祖母・傾・大崩BR」という。）として登録されたものである。

祖母・傾・大崩BRでは、「尖峰」と「渓谷」に象徴される美しい自然と、その自然によって育まれ、地域の人々が自然への畏敬の念とともに大切に守りつないできた「森」と「水」、人間を含むさまざまな「いのちの営み」を、自然と人が共生する暮らしを続けながら、次世代へしっかりと受け継いでいくことを活動理念としている。

この理念を、地域の住民、関係団体、研究者、行政機関が共有し、連携・協力のもと一体となって取組を進めていくため、祖母・傾・大崩BRの管理運営に関する長期的かつ総合的な指針として、この「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク管理運営計画（以下「管理運営計画」という。）」を策定するものである。

(2) 管理運営計画の位置づけ

本計画は、祖母・傾・大崩BRの管理運営における最上位の計画として、祖母・傾・大崩BRの活動理念や基本方針、取組の方向性を示し、各実施主体によって行われる具体的な取組の指針となるものである。

なお、本計画に掲げた取組の方向性に基づいて実施される具体的な取組やその実施時期などについては、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク行動計画」（以下「行動計画」という。）として別に定めることとする。

(3) 管理運営計画の計画期間

計画期間は、2017年度を初年度とし、2026年度までの10年間とする。

（※ユネスコエコパークに登録された年度を初年度とする。）



祖母山



傾 山



大崩山（湧塚）

2 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの概要

(1) 自然環境

① 地形・地質

祖母・傾・大崩BRは、九州山地の北東端にあり、大分県と宮崎県の県境に位置（緯度：N32°30'29"～N33°09'14"、経度：E131°13'05"～E131°51'36"）し、九州最高峰クラスの山々が連なっている。主峰の祖母山（1,756m）から、傾山、大崩山にかけて、東西約25kmにわたり1,000m級の山々が連なり、九州の脊梁を形成している。

祖母傾山系は過去の複数回にわたる火山活動の影響を受けており、それにより形成された傾山山頂、大崩山の花崗岩からなる岩峰群、その大崩山を取り囲む環状岩脈等が特徴的な尖峰景観を作り出している。

また、阿蘇火砕流堆積物が大野川や五ヶ瀬川沿いの低地や台地を広く覆い、これらの火砕流堆積物による溶結凝灰岩が長い年月の末に侵食されてできた五箇瀬川峡谷（高千穂峡）、滞迫峡、岩戸の景観、原尻の滝などは、本地域独特の渓谷地形を作り出している。

さらに本地域には、臼杵―八代構造線、仏像構造線、大分―熊本構造線などの地質構造線が北東から南西方向に横断しており、古来より鉱物の産地としても広く知られている。

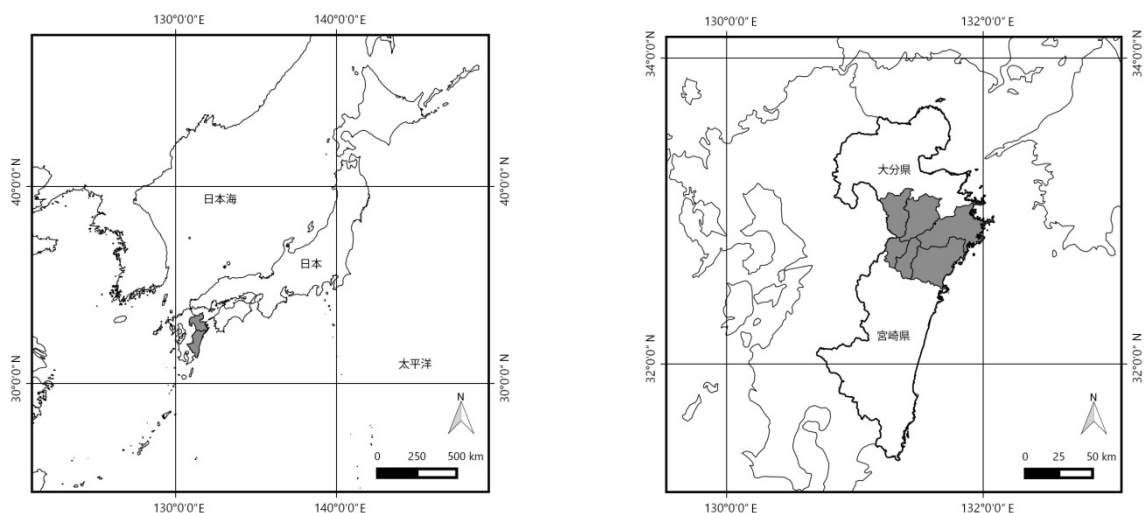


図1 祖母・傾・大崩BRの位置



高千穂峡



滞迫峡

② 気候

祖母・傾・大崩BR内の気象観測所のデータを分析すると、年平均気温 14.5℃、最暖月の平均気温 25.4℃（8 月）、最寒月の平均気温が 3.8℃（1 月）となる（竹田、犬飼、宇目、高千穂の気象庁気象観測所の平均。平年値：1981-2010 年）。平均年間総雨量は見立（標高 530m）で 2,755mm となる（平均値：1979-2009 年）。

ケッペンの気候区分では、祖母・傾・大崩BRのほぼ全域が、温暖湿潤気候（Cfa）に区分される。気象観測所のデータから気温減率を用いて推測すると、標高約 1,500m 以上の地域は冷帯湿潤気候（Dfb）に属していることになる。

また、九州の気候条件は大きくアジアモンスーン気候区に属し、さらに7つに区分された九州の気候区分においては、本地域の西部分は山地型の、南東部分は南海型の、北東部分は瀬戸内海型の気候の特徴を持っている。

③ 植物

祖母・傾・大崩BRは、その急峻な山岳地形ゆえに、低標高帯から高標高帯に至るまでに様々な環境条件を備えており、平面的には「常緑樹林」の生物地理区に含まれるが、垂直的には「夏緑樹林」の生物地理区的特徴をも含んでいる。この環境条件により生み出された常緑樹林から夏緑樹林までの森林の垂直分布は、西南日本外帯の山岳地域を代表する森林植生を構成している。

また、本地域は、種組成から見たとき、日本における夏緑樹林の中で襲速紀要素植物群を含む南限の森林植生であるほか、大崩山火山深成複合岩体や阿蘇溶結凝灰岩等の地史が生み出した複雑な地質・地形構造が、多様なハビタットの分布につながり、豊かな植物相を育んでいる。

一方、人の営みと共に管理されてきた二次的自然環境にも多様な植物が生育している。例えば、移行地域にある五ヶ所高原のススキ草原や北川の低層湿地には、人の利用と共に維持されてきた歴史があり、そのような利用の中でヒメユリやアソタカラコウなどの草原性植物や、ヌマゼリ、オニナルコスゲ、チョウジソウ、サイコクヒメコウホネ、オグラコウホネなどの湿生・水生植物が生育し続けている。

また、スギ・ヒノキ植林、クヌギ植林、竹林など、生産活動の場として利用されてきた森林でも適切な維持管理の下、クマガイソウ、コバナナベワリなどの希少な植物が生育している。

祖母・傾・大崩BR及びその周辺には、ウバタケギボウシ、ツチビノキをはじめ 15 種の固有植物（変種含む）が生育している。これらの種は、世界で本地域及びその周辺のみで生育している種であり、本地域でのこれらの種の絶滅は地球上からの絶滅を意味する。また、本地域の地形的な特徴から、北方系遺存種、大陸系遺存種、襲速紀要素の植物など、日本列島形成の地史と深い関わりを持つ植物も生育している。

本地域では、177 科 1,907 種の維管束植物の生育が報告されており、IUCNレッドリスト、環境省レッドリスト、大分県及び宮崎県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、大分県希少野生動植物の保護に関する条例、宮崎県野生動植物の保護に関する条例で指定されている植物種は 388 種に及ぶ。



ウバタケギボウシ



ツチビノキ

④ 動物

祖母・傾・大崩BRでは、複雑な地質・地形や気候、またその上に成り立つ幅広い植生や豊かな植物相が生み出した原生的自然環境が、多様な動物相を支えている。

哺乳類 16 科 39 種、鳥類 52 科 170 種、爬虫類 9 科 14 種、両生類 7 科 16 種、魚類 18 科 48 種、貝類 27 科 114 種、昆虫類 291 科 4,080 種の合計 420 科 4,481 種の生息が報告されており、IUCNレッドリスト、環境省レッドリスト、大分県及び宮崎県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、大分県希少野生動植物の保護に関する条例、宮崎県野生動植物の保護に関する条例で指定されている動物種は 162 種に及ぶ。

祖母・傾・大崩BR及びその周辺では、両生類のソボサンショウウオ、貝類のタケノコギセル、ハマダモノアラガイ、昆虫類のキュウシュウヒメコブハナカミキリ、メクラチビゴミムシ（*Rakantrechus* 属）8 種類（未記載種の 2 種を含む）など合計 16 種の固有種が生息している。

このほか、日本固有種であるニホンカモシカや九州では一部の地域でしか確認されていないニホンモモンガやヒメヒミズ、本地域を含めた九州山地が繁殖南限となるホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ、石灰岩地を中心に多様な種が生息し 27 種もの九州固有種が確認されている貝類、九州では大野川上流の一部地域にしか生息していない無斑アマゴ（イワメ）など、貴重な種が数多く生息する地域である。

一方、移行地域における二次的自然環境にも希少な動物類が生息している。特に、全国的に利用頻度の減少している里山環境や草地環境が本地域では維持されており、田圃などを含めた里山環境に生息し、かつては日本各地で見られたものの現在は激減しているトノサマガエル、タガメ、ゲンゴロウ類、ミズスマシ類や、草原性のチョウであるオオウラギンヒョウモンやヒメシロチョウなどが現在も生息している。



ニホンカモシカ



無斑アマゴ（イワメ）

(2) 社会経済環境

① 地域の現況

祖母・傾・大崩BRの核心地域及び緩衝地域に指定している高標高地域は、急峻な山岳地形であり、地域住民はそれを取り囲むように山麓に居住している。主に、大野川、五ヶ瀬川の流域に沿って居住地域が存在している。

祖母・傾・大崩BRは、大分県佐伯市、竹田市、豊後大野市、宮崎県延岡市、高千穂町、日之影町の6市町の全域または一部から構成されている。本計画では、祖母・傾・大崩BRの区域を、佐伯宇目、竹田、豊後大野、延岡、高千穂、日之影の6つのエリアに分けて表記する。

2010年時点の祖母・傾・大崩BRの人口は、約98,000人である。

基幹産業は農林業であり、第一次産業の従事者が多い。また豊かな自然環境を活かした観光業の振興も行われている。

1950年代以降に進んだ地方から都市への人口流出の流れの中で、農林業を主体とするこの地域でも急速に過疎・高齢化が進展し、現在この地域の高齢化率は約4割に達している。こうした中、本地域では移住者の積極的な受け入れなど、地域外からの人材の受け入れにも力を入れている。

表1 祖母・傾・大崩BRのエリア別人口

		2000年	2010年
大分県	佐伯宇目エリア	3,744	3,123
	竹田エリア	28,689	24,423
	豊後大野エリア	43,371	39,452
宮崎県	延岡エリア	14,704	12,563
	高千穂エリア	15,843	13,723
	日之影エリア	5,445	4,463
計		111,796	97,747

(資料)総務省「国勢調査(2000年、2010年)」データ

② 土地や資源利用の歴史

現在は西日本を代表する登山ルートの一つとして知られる祖母傾山系だが、1890年以降に近代的登山が始まるまで、祖母山や傾山への信仰登山以外は登路もなく、祖母・傾・大崩BRの核心地域・緩衝地域にあたる奥山は原生林に覆われていた。

近代に入り、祖母傾山系の稜線を越える道路が整備された後も、急峻な山々によって隔てられた大分県側と宮崎県側の集落の日常的な交流は限られており、祖母山、傾山で約60年前から山麓自治体が共同で行っている山開きは山麓自治体間の貴重な交流の場となっている。

祖母山と傾山を結ぶ稜線の北側は大野川水系、南側は五ヶ瀬川水系の流域であり、この2つの

水系が古くからこの地域における社会、経済、文化の基盤となってきた。

江戸時代、竹田エリア、豊後大野エリア、佐伯宇目エリアの大部分を治めた「岡藩」と、延岡エリア、高千穂エリア、日之影エリアを治めた「延岡藩」が行った大規模灌漑工事や水害を防ぐ堤防等の建設、山林の資源管理などが礎となり、本地域は現在、地域屈指の農林業地帯として発展を遂げている。

また、2つの水系の上流部には国の名勝及び天然記念物に指定されている「五箇瀬川峡谷（高千穂峡）」をはじめ、藤河内溪谷などの風光明媚な滝や溪谷が多数あり、現在では重要な観光資源にもなっている。

このほか、複雑な地質構造を持つ本地域は、日本屈指の鉱物資源の宝庫でもある。尾平鉱山、木浦鉱山、見立鉱山、槇峰鉱山は古くから銀などさまざまな鉱物の産地として知られ、かつては大いに栄えたが、社会情勢の変化により、現在はすべて閉山している。

現在でも祖母傾山系の稜線を通り、大分県側と宮崎県側の自治体を結ぶ道路は、急峻な山間部を通るため幅員も狭く、登山シーズン以外の利用者は多くない。また、傾山の東側には南北をつなぐ幹線道路があるものの、地域内の日常的交流は地域全体まで広がっていない。

こうした中、2015 年春に、祖母・傾・大崩 B R に近接する海岸部に東九州自動車道が開通した。これにより、大分・宮崎間の交流は経済面、観光面ともに飛躍的に活発化している。

③ 農業

祖母・傾・大崩 B R は、周囲を高い山々に囲まれ、祖母傾山系を源流とする大小の河川や湧水などを活用し、農林業を基幹産業として発展してきた地域である。

かつては、地形的な制約から、稲作に適した耕地面積の乏しさや山地特有の水利条件の悪さに苦しんでいたが、近世以降の大規模灌漑工事などにより、現在では豊かな河川や湧水の水量と気象条件の複雑さを活かし、稲作を基盤に、野菜、果樹、花卉などの栽培や畜産など、それぞれの地域の特性を生かした様々な農業が展開されている。

特に、代表的な農作物であるトマト、カボス、サフラン、甘しょ、ホオズキなどは、日本を代表する生産地でもある。

日本の消費者は、食品の安全性や自然環境への関心が極めて高く、産地ブランドへのこだわりも強い。本地域でも、このような消費者ニーズをふまえ、高品質で環境負荷の低い環境保全型農業を推進するとともに、地域を代表する農林産物の知名度の向上、ブランド化を進めている。

また、地域の農業従事者が高齢化していることから、新たな担い手の確保・育成に向けて、他地域からの新規就農者の受入、育成にも積極的に取り組んでいる。

こうした中、高千穂町及び日之影町は、伝統的な特徴を伴った山間地農林業複合システムや、森林と農林業の調和が評価され、高千穂郷・椎葉山地域が「世界農業遺産」の認定を受けている。行政や農林業団体等からなる協議会のもと、持続的な農林業システムを保全する取組を進め、次世代へ継承しようとしている。

④ 林業

祖母・傾・大崩BRは、総面積の85%が森林であり、古くから山林の資源を生活の糧とし、様々な工夫を行いながら持続的な利活用を続けてきた。

現在も九州有数の林産資源の供給地である本地域は、森林を木材生産のために利用するだけでなく、シイタケの人工栽培やシキミの栽培、アラカシを原料とした備長炭の生産、伝統的な竹細工など、様々な産業に利用している。

特に、シイタケ発祥の地と言われる佐伯宇目エリアや、豊後大野エリア、竹田エリアは、極めて高い品質と生産量を有する乾シイタケの生産地となっているほか、延岡エリアのシキミも品質の高さで全国的に知られている。

このような様々な形での森林の利活用は、多様な森林環境を生み出し、豊かな生物相の基盤にもなっている。

⑤ 観光業

祖母・傾・大崩BRは、標高1,700mを超える山岳地域、高原、河川流域など、起伏に富んだ地形が生み出す独特で美しい自然景観に加え、固有の歴史や文化を背景とした多彩な観光資源に恵まれている。

登山、トレッキング、森林セラピーなど自然景観を活かした体験活動のほか、農林業などの地場産業を地元住民のガイドにより体験できる農家民泊や観光農園、温泉などが、祖母・傾・大崩BRの重要な観光資源となっている。

近年、日本において、豊かな自然環境や美しい景観、農山村の暮らしに対する都市住民の関心が高まる中、本地域の魅力である自然体験や農山村住民との交流活動に対する観光ニーズの増加が期待されることから、これらに対応した新たな観光産業の創出に取り組むことが求められている。

⑥ 地域外からの人材の受入れ

祖母・傾・大崩BRは、豊かな自然環境や美しい里地里山の景観など、都市部にはない魅力を有することに加え、歴史的な建造物や街並み、産業遺産、伝統芸能などの文化遺産も豊かな地域である。

近年、自然豊かな環境での生活を希望して他地域から移り住む人が増加しつつあり、このような移住者は、地域の新たな産業や自然環境の保護保全、伝統文化の伝承などを支える重要な担い手になりうる。

このため、祖母・傾・大崩BRの地域では、自治体を中心となり、豊かな自然や文化資源の積極的なPRによる都市部からの移住者の募集や、住居の斡旋や就農支援による受入体制の整備などの移住定住促進の取組が進められている。

(3) 文化

祖母傾山系の主峰である祖母山に対しては、大分県・宮崎県にまたがる山麓の地域一帯に、祖母山信仰という共通の文化が受け継がれている。古くから、祖母山自体を神（天孫降臨の峯）として信仰の対象とし、姥岳（うばだけ）伝説をはじめとする民話の伝承が行われている。

また、この地での生活や生業に不可欠な山々の恵みに感謝し豊作を祈願する祭礼は、今も祖母・傾・大崩BR内の各所で行われている。文化的な遺産と言える「高千穂神楽」や「御嶽神楽」に代表されるこれらの民俗芸能は、地域の人々の自然との共生の歴史を物語るとともに、祭りで奉納される神楽や歌舞伎、獅子舞などの民俗芸能の貴重な伝承の場となっている。

集落単位で行われる祭礼や民俗芸能は、日々の暮らしの中の数少ない娯楽であったと同時に、地域のアイデンティティや結束を象徴するものでもあり、それぞれの集落ごとに独自の発展を遂げている。多種多様な民俗芸能が発展していることは本地域一帯に共通した文化的特性である。

この祭礼や民俗芸能は、集落の人々の口伝や所作の伝授によって伝承され、あわせてこの地域の人々に根付く自然への畏敬の念を後世に伝えている。現在も各地で地域住民が保存会等を結成し、地域固有の文化を次世代に伝承していこうとしている。

近年は、地域固有の文化として、祭礼や民俗芸能の価値が再認識されるようになり、それぞれの地域の学校教育への導入や観光資源としての活用も行われるようになっている。



祖母山頂の石祠



健男霜凝日子（たけおしもごりひこ）神社



高千穂の夜神楽



御嶽神楽

3 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの活動理念

祖母傾山系の自然的な特徴は、「尖峰」に象徴される急峻な山岳地形と、数々の美しい「溪谷」であり、古来より日本有数規模の原生林（「森」）と清流（「水」）を育んできた。

さらに、この恵まれた自然が、この地域ならではの固有種をはじめ、数多くの希少な動植物など多くの生きもののいのちを守り育ててきた。また、この地で暮らす人々に、木材や薪・炭などの暮らしに欠かせない森の恵みをもたらすとともに、山々を下る溪流が、やがて大きな流れとなって里地里山を潤し、地域有数の農林業地帯である本地域の人々の暮らしを支えてきた。このように、祖母傾山系は、多様な生きものと人々、両方の「いのちの営み」を育んできた。

一方で、この地域の人々と自然との共生に関する大きな特徴は、古くから根付いている祖母傾山系の主峰である祖母山への信仰文化である。現在でも、山の恵みに感謝し、豊作を祈願する祭礼が各所で行われ、神楽などそれぞれの地域固有の民俗芸能が伝承されており、この地域の人々が祖母傾山系やそれに由来する自然環境に対し、深い「畏敬」の念を抱いていることがうかがえる。

しかしながら、今、この地域は、過疎・高齢化の進展等により、先人が日々の営みを通じて守り、伝えてきた豊かな森や清らかな水、多様な生き物のいのちを育む自然環境、あるいは祭礼・民俗芸能を次世代に受け継ぐことが次第に困難になるという危機感を抱いている。

こうした中、自然環境を保全していこうとする気運の高まりにより、豊かな自然や美しい景観は、今再び人々を惹きつける魅力となりはじめていることから、祖母・傾・大崩BRでは、ユネスコエコパークの取組を通じて、人々の心をあらためて一つに結び、この地域の自然、いのち、文化などを「次世代へ」しっかりと繋いでいきたいと考えている。

以上のことを踏まえ、祖母・傾・大崩BRでは、「尖峰と溪谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ～自然への畏敬をこめて～」を活動理念とし、共通する自然環境と文化を有する地域として連携し、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目指すユネスコエコパークとして、祖母傾山系の自然環境を守りつつ、地域の経済と社会の発展を目指すものである。

活 動 理 念

尖峰と溪谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ
～自然への畏敬をこめて～

4 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのゾーニング

ユネスコエコパークでは、「生態系をしっかりと保全する」機能、「学術的研究や教育・研修を支援する」機能、「自然と共生しながら経済や社会が持続的に発展する」機能の3つの機能を相互に関連させつつ、発揮していくことが求められている。

そのため、ユネスコエコパークのエリアを、法律やそれに基づく制度によって厳格に保護し、長期的に保全する「核心地域」、核心地域に悪影響を及ぼさない範囲に限った資源の利用や環境教育・環境学習の場としての活用を行うことにより、核心地域のバッファーとしての機能を果たす「緩衝地域」、人々が居住し、自然と共生しつつ地域社会や経済の発展を目指す「移行地域」の3つにゾーニングし、それぞれの地域の目的に沿って管理していくことが必要となる。

祖母・傾・大崩BRの生物多様性における特徴は、祖母傾山系の奥山地域に原生的自然環境が保全されていることに加え、山麓地域一帯で人々が持続的に行ってきた農林業等により、多様性に富んだ二次的自然環境が保全されており、極めて多様で貴重な生物相の分布が見られることにある。

祖母・傾・大崩BRでは、先人が自然環境と共生しながら作り上げてきた、高い生物多様性を次世代にしっかりと継承していくため、日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会において策定された「ユネスコエコパーク（BR）の保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方」に基づき、原生的自然環境が広がる奥山地域には、核心地域、緩衝地域を設定し、しっかりと保全していく。

また、祖母傾山系に由来する二次的自然環境の持続的な利活用によって経済社会が維持されている地域は、移行地域に設定し、本地域の生物多様性の保全と持続可能な発展を目指していく。

以上により、ゾーニング（土地管理区分）は図2に示すとおりであるが、ユネスコエコパークの登録審査において、エリア全体の面積に比して核心地域の割合が小さいこと、また、県立自然公園地域が緩衝地域でないことが指摘され、「国定公園の他のエリアを加えることによって核心地域を増やすこと、また県立自然公園を加えることによって緩衝地域を増やすことに対する実現可能性を探るよう勧める。」との課題が提起されており、適切な対応を検討していく必要がある。

(1) 核心地域

① 設定の考え方及び管理目標

南限域であり襲速紀要素の種を含む夏緑樹林や、湿潤気候下の日本南部では最大規模の面積を有するツガ林がまとまりをもって存在している、祖母山、傾山、大崩山の山頂を中心とした範囲（1,580ha）を核心地域として設定する。それぞれの山頂を中心とした十分な広さを核心地域とすることで、貴重な生態系を保護することが可能となる。

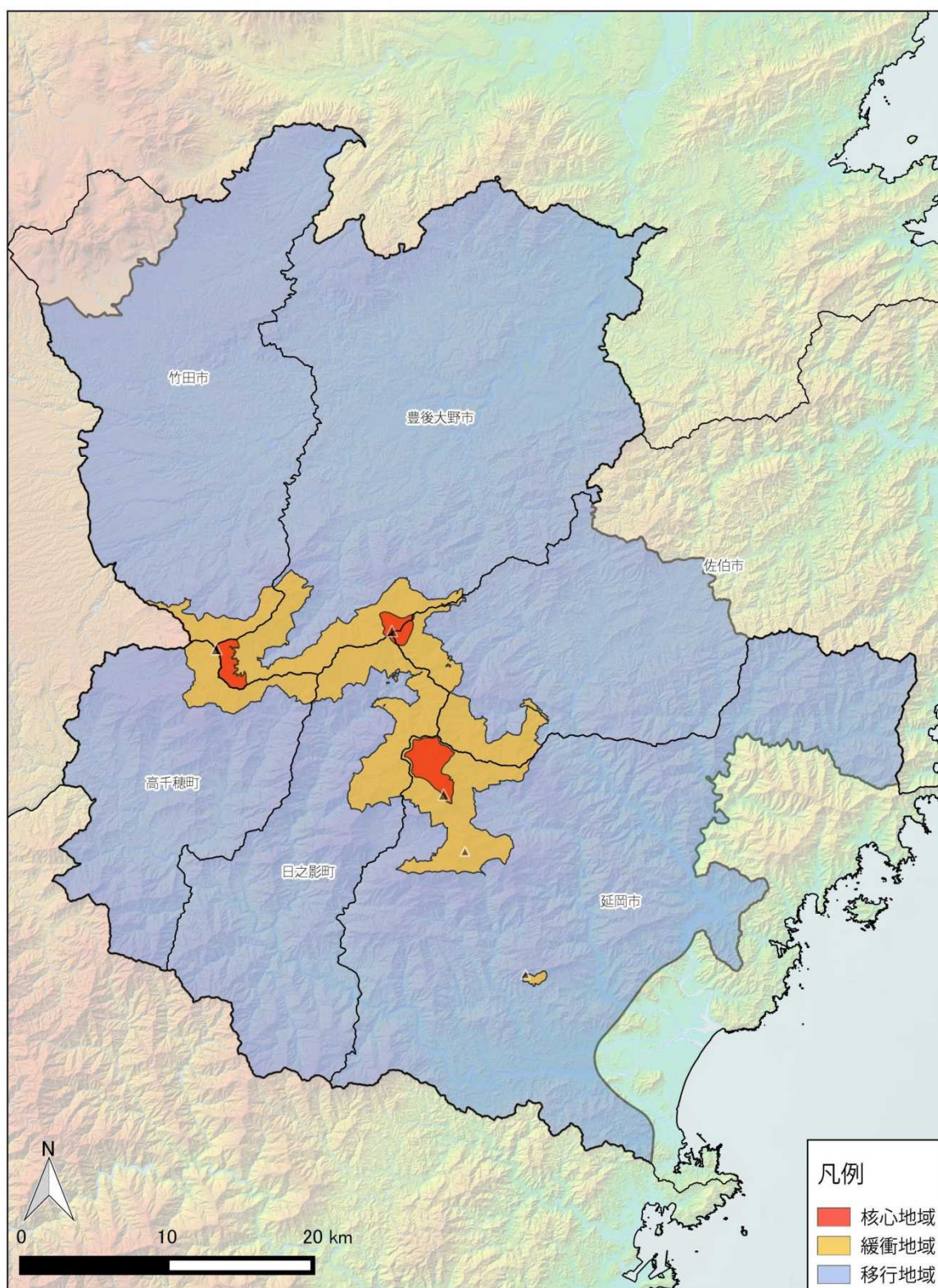
【核心地域の管理目標】

- ・法令等に基づく保護担保措置をしっかりと適用し、貴重な生態系を保護していく

② 範囲

国有林野の管理経営に関する法律に基づく地域管理経営計画に定められた「祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域」の「保存地区」を核心地域とする。面積は、1,580haである。

また、この地域は自然公園法に基づく祖母傾国定公園の特別保護地区及び第1種～第3種特別地域にも指定されている。



都道府県・市町村地図は国土交通省「国土数値情報（行政区域データ）」（平成27年）をもとに、祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会が加工した（<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）。背景地図は国土地理院 地理院タイル（色別標高図）を用いた（海域部は海上保安庁海洋情報部の資料を使用して作成）（<http://www.gsi.go.jp/>）。

図2 祖母・傾・大崩BRのゾーニング

③ 保護担保措置

核心地域は、法律やそれに基づく制度によって長期的な保護が担保されていなければならない。

祖母・傾・大崩BRの核心地域は、国有林野の管理経営に関する法律に基づく地域管理経営計画により、「祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域」の「保存地区」に設定されている。

祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域は、「原生的な天然林が相当程度のまとまりを持って存在し、かつ、主として冷温帯に属し、モミ、ツガ、ブナ、ミズナラ等からなる森林」との理由から設定された。

核心地域全域が含まれる保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとされており、原則として人為を加えず自然の推移に委ねることを取扱い方針としている。学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用等、公益上の理由により必要と認められる行為のみ、行うことが可能となっている。

また、祖母山周辺の核心地域は、祖母傾国定公園の特別保護地区に、傾山周辺及び大崩山周辺の核心地域は同国定公園の第1種～第3種特別地域に指定されている。特別保護地区及び特別地域においては、自然公園法及び自然公園法施行規則に基づき、工作物の設置や木竹伐採、植物採取等、景観や風致の維持に影響を及ぼすとされる行為は、国定公園の管理者である県知事の許可が必要である。特別保護地区内では原則として動植物の採取・捕獲及びすべての動植物の放出が規制されており、優れた自然環境に人為的な影響が及ばないように管理されている。

さらに、核心地域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区にも指定されており、狩猟が禁止されている。

(2) 緩衝地域

① 設定の考え方及び管理目標

核心地域をしっかりと保護するため、核心地域を取り巻く 17,748ha を緩衝地域として設定する。核心地域をむき出しにすることなく、必要かつ十分な広さを緩衝地域として設定することで、核心地域における人為的活動の悪影響と外部効果を最小限に食い止めることができる。核心地域は祖母山、傾山、大崩山の3地域にそれぞれ飛び地のように設定されていることから、祖母・傾・大崩BRの緩衝地域は核心地域を取り囲むと同時に、3つの核心地域をつなげるコリドーの役割も果たす。

また、緩衝地域はすべて国有林であり、公益重視の管理経営の一層の推進として、公益的機能の維持増進に配慮した施業が行われることから、緩衝地域の管理目標と合致する。

さらに、低地の常緑樹林（照葉樹林）が保護されている行膝山周辺地域も緩衝地域として設定する。行膝山周辺地域は、常緑樹林（照葉樹林）が比較的まとまった面積で残っていることに加えて、教育や自然体験、山岳スポーツの場としても活用されており、本地域の自然環境や持続可能な利活用に対する理解を深め、持続可能な地域の発展を支える将来の担い手の育成の場となり得ると考えられる。

【緩衝地域の管理目標】

- ・法令等に基づく保護担保措置をしっかりと適用し、人為的活動の悪影響と外部効果を最小限に食い止め、核心地域を適切に保護する
- ・行滕山周辺地域については、祖母・傾・大崩BRの自然環境等に対する理解を深め、持続可能な地域の発展を支える将来の担い手を育成する場として活用する

② 範囲

祖母傾国定公園の特別保護地区及び第1種～第3種特別地域に指定されている国有林の区域のほか、国有林野の管理経営に関する法律に基づく「祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域」の「保全利用地区」及び「鬼の目山林木遺伝資源保存林」のいずれかに指定されている区域（核心地域の区域を除く。）とする。面積は、17,748haである。

③ 保護担保措置

緩衝地域もまた、法律やそれに基づく制度による長期的な保護の担保が必要である。

緩衝地域はすべて国有林であり、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ることを目標に掲げる、国有林野の管理経営に関する法律に基づいて策定される地域管理経営計画等により、適切に管理・運営されている。

また、緩衝地域がほぼ全域含まれている国定公園の特別地域では、自然公園法及び自然公園法施行規則に基づき、工作物の設置や木竹伐採、指定植物採取等、風致の維持に影響を及ぼすとされる行為は、国定公園の管理者である県知事の許可が必要である。

核心地域に隣接する区域は、「祖母山・傾山・大崩山周辺森林生態系保護地域」の「保全利用地区」に設定されており、核心地域に準じた生態系の保全が図られていく区域となっている。森林生態系保護地域の保全利用地区は、人間活動の悪影響を核心地域に及ぼさないというユネスコエコパークの緩衝地域の理念に近い位置づけであり、天然林は保存地区と同様の取扱いとする。また、人工林については育成複層林施業等を行うことができることとし、将来的には天然林への移行を図るよう取り扱うこととされている。

また、学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の理由から必要と認められる行為は可能である。

さらに、緩衝地域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区にも指定されており、狩猟が禁止されている。

(3) 移行地域

① 設定の考え方及び管理目標

緩衝地域に隣接する区域のうち、祖母傾山系との地理的、歴史的な関わり、自然資源の持続的な利活用の状況や、二次的自然環境における生物多様性の保全の観点から移行地域とするにふさわしく、またそれに必要な人的・経済的資源を将来的にも担保できる区域を移行地域として設定

する。

移行地域では、二次的自然環境における高い生物多様性の保全と、持続可能な発展の両立を持続させ、自然環境の保全と利用における世界的なモデルとなるため、先人から受け継がれた祖母傾山系の森林や水環境の利活用のあり方を次世代にしっかりと継承していくとともに、時代に即した利活用を進め、地域の発展を支える次世代の担い手を確保、育成する取組を行っていく。

なお、移行地域においては、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、都市計画法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等のほか、県、市町の自然環境保全に関する条例、景観条例等により、秩序ある土地利用、地域環境の保全が図られている。

【移行地域の管理目標】

- ・先人から受け継がれた森林や水環境の利活用のあり方を次世代に継承し、自然環境の保全と調和した持続可能な地域の発展を目指す
- ・行政が中心的役割を担い、地域住民と一体となった協働のもと、地域を挙げて多様な取組を推進していく

② 範囲

大分県の佐伯市の宇目地域、豊後大野市全域、竹田市（阿蘇くじゅう国立公園を除く）、宮崎県の延岡市（東九州自動車道以東と小川・歌糸川左岸に囲まれた地域を除き、家田地区及び川坂地区を含む）、日之影町全域、高千穂町全域から、核心地域と緩衝地域を除く区域とする。面積は、224,344haである。

③ 移行地域の概略

移行地域として設定した区域は、祖母傾山系の山々に広がる森林や、祖母傾山系を源流とする大野川水系、五ヶ瀬川水系の水利を活用し、農林業地帯として発展してきた地域である。大野川水系、五ヶ瀬川水系は祖母・傾・大崩B Rの地域における社会、経済、文化の基盤であり、本地域内の主要な居住区はこの水系に沿って存在している。

祖母傾山系の山麓地域は、16世紀後半から19世紀半ばまで祖母傾山系を境界に、北側（竹田・豊後大野・佐伯宇目エリア）を岡藩、南側（延岡・高千穂・日之影エリア）を延岡藩が領有しており、これらの藩の領内であった地域には、民俗芸能が盛んといった文化の共通性や、祖母傾山系の恵みに支えられてきた地域としての住民の一体感が今なお残っている。

祖母・傾・大崩B Rの移行地域として設定している区域では、木材、乾シイタケ、シキミの栽培等による森林資源の多様な利活用、複雑な地形や気象条件、水利等を活用した多様な農産物生産により、二次的自然環境の持続的な利用が現在も継続されている。

この持続的な営みにより、本地域では全国的に利用頻度が減少している里山環境や草地環境が維持されていることから、二次的自然環境の中に貴重な動植物が生育・生息する生物多様性の高

いスポットが広範囲に点在しており、住民、在野研究者を中心とする調査・保護活動も盛んである。

④ 乗り越えるべき課題

社会構造の変化による自然資源の利用低下、それに伴う二次的自然環境における生物多様性の低下は世界的な課題である。また現在の日本は、人口急減、超高齢化という大きな課題に直面しており、加えて人口の都市集中により、地方では過疎化が急速に進展している。本地域も例外でなく、地域全体の高齢化率は約４割に達し、祖母傾山系にごく近い地域では約８割に達する地域もある。

また、集落周辺では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる農作物被害が増加しており、生産者の生産意欲低下、耕作放棄地の増加等、持続的な地域社会の発展に負の影響を及ぼすことが危惧されている。

しかし、本地域では、自然への畏敬に由来する文化的背景も相まって、地域住民の環境保全意識も高く、現在はまだ、農林業を中心に持続的に資源を利用することにより経済社会が維持されている。

本地域の自治体は、祖母傾地域の豊かな自然環境と、自然と共生しながら発展してきた歴史をふまえ、いずれも「自然と人との共生」を理念としてまちづくりを進めてきた。地域の過疎高齢化が進む中、自然環境の保全や持続可能な発展に必要な人的資源、経済的資源をいかに確保していくかは大きな課題である。

そのため、本地域の各自治体は、祖母傾山系の自然環境、またそれらに由来する文化や景観を「地域住民全体の宝」として再認識し、地域一体となって保全継承しようとする取組を進めている。一部の自治体は、ＢＲと親和性の高いジオパークや世界農業遺産、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップの制度等も活用している。

本地域の自治体がこれまで行ってきた「自然と人との共生」のまちづくりは、ＢＲの理念、目指すべき目標と一致する。そこで、祖母・傾・大崩ＢＲの移行地域では、これまでの各自治体単位でのさまざまな取組を活かしつつ、行政体が責任を持って移行地域での活動実行を担保し、ＢＲとしての広域的な事業連携や情報発信により、地域を挙げて持続可能な経済と社会の発展を目指していく。

5 基本方針

ユネスコエコパークが目指す人と自然の共生のあるべき姿は「自然環境の保護と持続可能な利活用の両立」である。祖母傾地域は、人々の自然への深い畏敬の念に支えられ、自然環境の保護と利活用が相反することなく、両立しながら持続可能な形で継続され、経済と社会の発展を遂げてきた。

そのため、祖母・傾・大崩BRでは、「尖峰と溪谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ～自然への畏敬をこめて～」を活動理念とし、ユネスコエコパークの理念に沿った形で続けられてきた人々の営みを、時代の変化にとらわれない持続的なものとし、豊かな森、水、生き物などの自然環境を、自然への畏敬の念とともに次世代にしっかりと継承していくことを目指している。

これを達成するためには、地域住民や関係機関などが一体となり、ユネスコエコパークに求められる3つの機能を最大限に発揮していくことが必要不可欠であることから、これらの機能に応じた3つの基本方針を設定し、祖母・傾・大崩BRとしての取組を推進していくこととする。

【ユネスコエコパークに求められる3つの機能】

- 1 保存機能 — 景観、生態系、種及び遺伝的多様性の保全に寄与する
- 2 学術的研究支援 — 地域レベル、国レベル、世界レベルでの保全や持続可能な発展に関係する広報活動、環境教育・研修、調査研究、モニタリング活動を支援する
- 3 経済と社会の発展 — 社会文化的にも生態学的にも持続可能な、経済及び人間の暮らしにおける発展を助長している



- 基本方針1 貴重な生態系の持続的な保全を図る
基本方針2 学術的研究や調査・研修への支援を図る
基本方針3 自然と共生した持続可能な発展を図る

6 取組の方向性

祖母・傾・大崩BRにおける現状や課題を踏まえ、以下のとおり、基本方針に基づいた取組を推進していく。

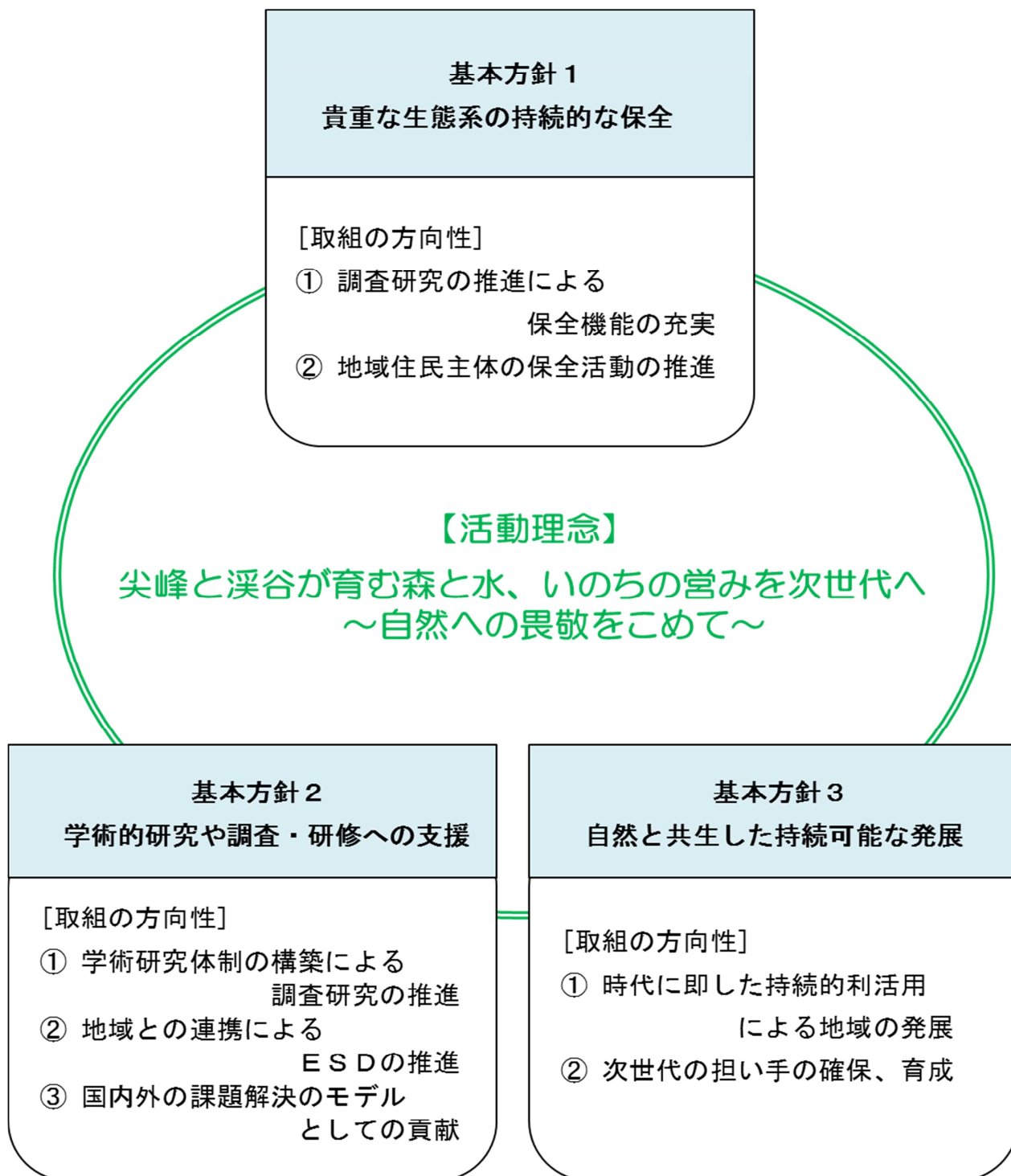


図3 祖母・傾・大崩BRにおける活動理念、基本方針及び取組の方向性

(1) 貴重な生態系の持続的な保全

祖母・傾・大崩BRは、幅広い植生と豊かな動植物相をもつ、極めて多様な生物種の宝庫である。

本地域では、祖母傾山系の急峻な山岳地形や、地史が生み出した複雑な地質・地形に加え、地域住民の山や自然に対する信仰や畏敬の念が要因となり、奥山地域の原生的自然環境が守られてきた。

また、複雑な地形の制約により様々な土地利用形態が生まれるとともに、地域住民の高い自然環境保全意識のもと、住民主体の自然保護活動が活発に行われてきた結果、原生的自然環境が残された核心地域、緩衝地域に限らず、人々が生活する移行地域にも貴重な種が生育・生息する生物多様性の高いスポットが広範囲に分布している。

これらの貴重な生態系を持続的に保全していくには、法的・制度的保護をしっかりと行いつつ、継続的な調査研究活動によって得られた知見をもとに、保護・保全の体制を充実していくことが必要である。

また、地域住民全体に自然環境保全や生物多様性の重要性が理解されるよう、地域住民主体の保全・保護活動の一層の推進が必要である。

そのため、祖母・傾・大崩BRでは、以下の2点を中心に取り組んでいく。

① 調査研究の推進による保全機能の充実

祖母傾地域では、在野研究者・調査研究団体による緻密な調査研究活動が長期にわたり継続的に行われてきた。祖母・傾・大崩BRでは、その成果を活用しつつ、引き続き調査研究活動を継続的に行い、学術的知見を蓄積・共有していくための学術委員会を新設する。

祖母・傾・大崩BRでは、これまで行ってきたモニタリング調査やレッドデータブック、レッドリスト作成、条例等に基づく保護・保全活動を継続するとともに、新設する学術委員会を中心に組織的な調査研究を行い、成果として得られた知見をもとに、法令による保護措置の実施や適切な保護活動等、自然環境の保護、保全の充実につなげていく。

また、このような活動を通じて、学識経験者や在野研究者の連携を一層深めていく。

② 地域住民主体の保全活動の推進

祖母・傾・大崩BRでは、二次的な自然環境にある貴重な生態系を住民の手によって保護する取組が各地で行われているほか、神楽等の自然への畏敬を背景に持つ伝統的な文化が継承されており、地域住民の一人ひとりに、自然の恵みに感謝し、核心地域を含めた貴重な自然を大切にす意識が深く根付いている。

ユネスコエコパークとして国際的に認証されることは、地域住民がこの地域の価値を再認識する上で極めて大きな効果を持ち、登録によって郷土への愛着、誇りが一層増し、これまでの取組への自信にもつながることが期待される。

祖母・傾・大崩BRでは、調査研究の成果も活用しながら、地域住民への普及啓発を継続、充実させるとともに、自然環境保全活動を行う住民組織の活性化や次世代育成への支援により、地域住民が主体となった環境保全の取組を推進していく。

(2) 学術的研究や教育、研修への支援

祖母・傾・大崩BRの学術調査研究に係る特徴は、在野研究者・調査研究団体による緻密な調査研究活動や環境教育活動が長期にわたって持続的に行われていることにある。これらの研究成果を活用しつつ、学術的研究支援の機能を十分に発揮させるため、持続的な学術研究体制を構築し、研究活動の成果を蓄積するとともに、社会に還元していくこととする。

また、住民が主体となった環境教育活動が熱心に行われている地域であることから、このような団体や地域内の学校と連携し、地域住民や次世代を担う子どもたちへの「持続可能な開発のための教育（E S D）」を推進していく。

祖母・傾・大崩BRは、住民の高い自然環境保全意識のもと、移行地域内にも極めて貴重な自然環境が保護されていることや、過疎高齢化の中にあっても自然環境の保全と利活用が持続可能な形で継続されていることなどが特徴であり、国内外のモデルにもなり得る。BRとしてのさまざまな取組を情報発信することにより、国内外の課題解決に貢献していきたいと考えている。

① 学術研究体制の構築による調査研究の推進

祖母傾地域でこれまで行われてきた在野研究者・調査研究団体等による研究成果を活用しつつ、祖母・傾・大崩BRの学術的知見をさらに蓄積・活用していくため、学術的支援組織として、学識経験者及び在野研究者からなる「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会」を設置する。

祖母・傾・大崩BRでは、この学術委員会の企画・支援のもと、広域・多分野に渡る調査研究活動を継続的に行うための調査研究基本計画の策定や、調査研究団体等と連携した調査研究を行い、報告書の作成やシンポジウム開催等により、研究成果の蓄積、社会への還元を図っていく。

また、これらの活動を通じて、これまで祖母・傾・大崩BR内で個別に活動していた調査研究団体の連携を進め、学術調査研究における次世代育成や研究活動の活性化にも貢献していく。

さらに、研究者等が充実した調査研究活動が行えるよう、既存の宿泊研修施設等を活用し、フィールドワーク等の拠点となる支援施設を地域内各所に整備する。この施設は、研究者との協働による自然観察会の開催等、次世代育成や地域住民への普及啓発の場としても活用していく。

② 地域との連携による「持続可能な開発のための教育（E S D）」の推進

「持続可能な開発のための教育（E S D：Education for Sustainable Development）」とは、「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」のことである。

祖母・傾・大崩BRでは、学校教育においても、地域の特色を活かし、自然環境の調査や保全の活動、民俗芸能の伝承等、E S Dにつながる活動が積極的に行われている。また、E S D実践のモデル校として期待される「ユネスコスクール」の登録を目指す学校もある。

祖母・傾・大崩BRでは、このような教育プログラムにおけるE S Dを充実させるとともに、そのモデルとなるユネスコスクール登録校の増加に向けて取り組んでいく。

さらに次世代育成や住民への普及啓発活動において、環境教育や民俗芸能の伝承等、民間レベ

ルでESDを実践している活動団体との連携を進めていく。

③ 国内外の課題解決のモデルとしての貢献

祖母・傾・大崩BRでは、登録に向けた推進組織である「祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会」が、ウェブサイトやソーシャルネットワークシステムにより、ユネスコエコパークの普及啓発や、協議会での活動、祖母傾地域に関する情報発信等を行っている。

ユネスコエコパークの登録後は、より内容を充実させたウェブサイトを構築していくとともに、定期的なシンポジウム等の開催や学術調査報告書の作成等により、祖母・傾・大崩BRの価値や活動を地域内外にしっかりと情報発信していく。

(3) 自然と共生した持続可能な発展

祖母・傾・大崩BRには、先人たちの持続可能な利活用によって守られた豊かな森林、河川や水田などの清らかな水環境があり、そこに多種多様な生きものが生息している。現在も、この地域は、「人と自然の共生」をテーマにまちづくりを進め、住民自ら自然環境保全活動を積極的に行いながら、持続可能な形で産業を発展させている。

20世紀半ば以降、社会・産業構造は大きく変化したが、近年では、自然の価値を再評価する動きなど、人々の自然回帰の傾向が高まっている。祖母・傾・大崩BRでは、このような時代の潮流を先んじてとらえ、時代に即し、時代が求める利活用を進めるとともに、地域の発展を支える次世代の担い手をしっかりと確保、育成する取組を行い、持続可能な発展を遂げていく必要がある。

そのため、祖母・傾・大崩BRでは、以下の2点を中心に取り組んでいく。

① 時代に即した自然環境の持続的利活用による地域の発展

祖母・傾・大崩BRの地域は、近年の都市住民を中心とする自然回帰の傾向をいち早くとらえ、伝統的なくらしを時代に即した形へと変化させながら、持続可能な発展を遂げてきた地域である。

ユネスコエコパーク登録後も、生物多様性などの公益的機能を重視した農林業、自然体験や自然の持つ癒やし効果を軸とするツーリズムの振興、再生可能エネルギーの利用促進など、祖母傾地域の資源の持続可能な利活用を、時代が求める形で発展させ、継続していく。

また、適正生息数を超えたニホンジカ等の野生鳥獣による農林業や自然植生等への被害対策として、捕獲等による適正生息数への誘導や、ワイヤーメッシュ、防護柵・電気柵等を設置して森林植生を保全・再生する従来の取組に加え、地域内の関係機関で連携して情報交換を行い、対策を一層強化して行く。

② 次世代の担い手の確保、育成

祖母・傾・大崩BRでは、さまざまな住民団体により、子どもたちを交え、自然環境の調査活動や保全活動のほか、自然への畏敬の念を継承し、地域住民の結束や地域のアイデンティティの象徴にもなっている民俗芸能の伝承活動が熱心に行われている。

また、過疎・高齢化が進む中、積極的な移住定住施策や新規就農者の育成等によって、地域の発展を支える人材を地域外からも呼び込もうとしている。

郷土の歴史や文化に自信と誇りを持ち、自然の保護と持続可能な利活用に関する知識を備えた人材を育成していくため、次世代を担う子どもたちを対象に、郷土について学ぶ機会の充実を図るとともに、民俗芸能の伝承や保存活動への支援を行う。

また、地域住民からなる自然環境調査団体と連携し、環境教育活動を一層発展させていく。さらに、国際的な視野を持つ人材の育成に向けて、ユネスコエコパークの国際的なネットワークの活用を図っていく。

加えて、地域外からの人材を積極的に受入れ、地域の自然的、文化的価値の再発見に地域外からの視点を取り入れるとともに、基幹産業である農林業の振興、新たな産業の創出等を担う人材として活用していく。

7 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの推進体制

(1) 登録までの推進体制（図4）

祖母・傾・大崩BRでは、登録に向けた推進体制として以下のような組織を構築し、取組を推進してきた。それぞれの組織は、定期的に会議を開催し、様々な取組を決定するとともに、情報共有等を図ってきた。

ア 祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会

登録に向けた取組及び登録後の管理運営の方針の検討等に関する意思決定組織として、全体的な取組を統括する「祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会」（以下「両県推進協議会」という。）を設置した。

この両県推進協議会は、構成自治体の首長、大分県、宮崎県、森林管理署等、地域を所管する機関及び学識経験者により構成されている。

イ 大分県及び宮崎県祖母傾ユネスコエコパーク推進協議会

両県推進協議会の下に、「大分県祖母傾ユネスコエコパーク推進協議会」及び「宮崎県祖母傾ユネスコエコパーク推進協議会」（以下「各県推進協議会」という。）を設置した。

この各県推進協議会は、各県域における登録に向けた取組を統括しており、構成自治体の首長、県、国等の関係機関、学識経験者、地元住民代表、産業団体の代表等により構成されている。

ウ 幹事会、学術部会、地域活動・普及部会

各県推進協議会の下には、学術的な側面からの支援・助言を行うための「学術部会」、地域への普及・啓発を行うための「地域活動・普及部会」、祖母・傾・大崩BRを構成する自治体（2県6市町）間の事務レベルの協議を行う「幹事会」を設置した。

このほか、構成自治体の担当者会議でも、情報交換や様々な取組の協議を行ってきた。

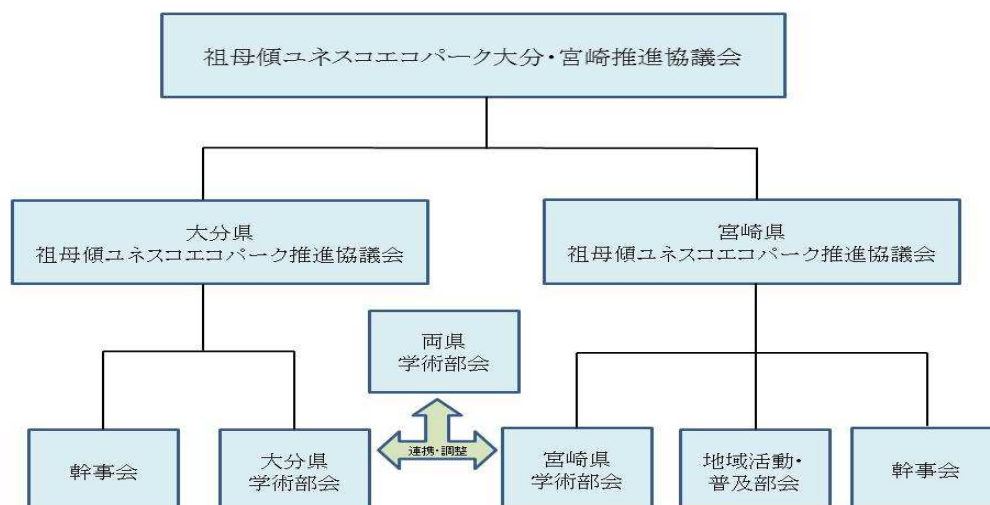


図4 祖母・傾・大崩BRの登録までの推進体制図

(2) 登録後の管理運営体制

ユネスコエコパークの登録を受け、より効率的かつ実践的に自然環境保全、学術研究、持続可能な利活用等に取り組んでいくため、(1)に述べた組織をベースとし、以下のような祖母・傾・大崩BRの地域で一つの組織体制を再構築し、あらゆる活動主体が一体となった取組を進めていく。

ア 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会

両県推進協議会に代え、大分県、宮崎県、国等関係機関、有識者、住民代表等で構成する「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

この協議会は、祖母・傾・大崩BRにおける全体的な取組を統括する機関であり、最終的な意思決定機関である。

イ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会

祖母・傾・大崩BRの学術資源をしっかりと蓄積し、活用していくため、学術的支援組織として「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会」（以下「学術委員会」という。）を設置する。

この学術委員会は推進協議会と並列する組織とし、ユネスコエコパーク登録前から取組に関わっていた学識経験者のほか、地域の調査研究団体の代表等が参画する。

その役割は、祖母・傾・大崩BRの生態系の保護に向けた学術調査・研究への企画・支援、研究成果の把握や蓄積、広報に向けた推進協議会との協働、推進協議会の活動全般への助言・意見等とする。

学術委員会は、調査研究基本計画を策定し、この地域での調査・研究等の状況把握や課題の整理を行い、調査・研究の基本方針や地域・分野毎の調査内容・方法を定め、広域かつ多分野に渡る調査研究活動を企画・支援していく。

ウ 行政機関実務者会議

祖母・傾・大崩BRの管理運営に関与する行政機関（国、県、市町）間の実務レベルの協議を行う会議を定期的に開催し、情報交換や共通課題の取組の検討、施策の連携協議等を行う。

この会議は、推進協議会で決定した取組の方向性に沿って、行政機関としての各種施策を推進していく。

エ 地域においてBRの機能に応じた取組を実践するための部会

祖母・傾・大崩BRの活動の基本方針や取組の方向性に従い、地域において具体的な取組を実践していくための部会を推進協議会に設置する。

この部会は、祖母・傾・大崩BRの地域住民、民間団体や行政機関などの実施主体を分野毎に分けて組織し、実施主体間の緊密な連携のもと、BRの3つの機能の発揮に向けた具体的な取組を実践していく。

なお、部会の構成、設置等に関する詳細は、行動計画の策定に併せて決定する。

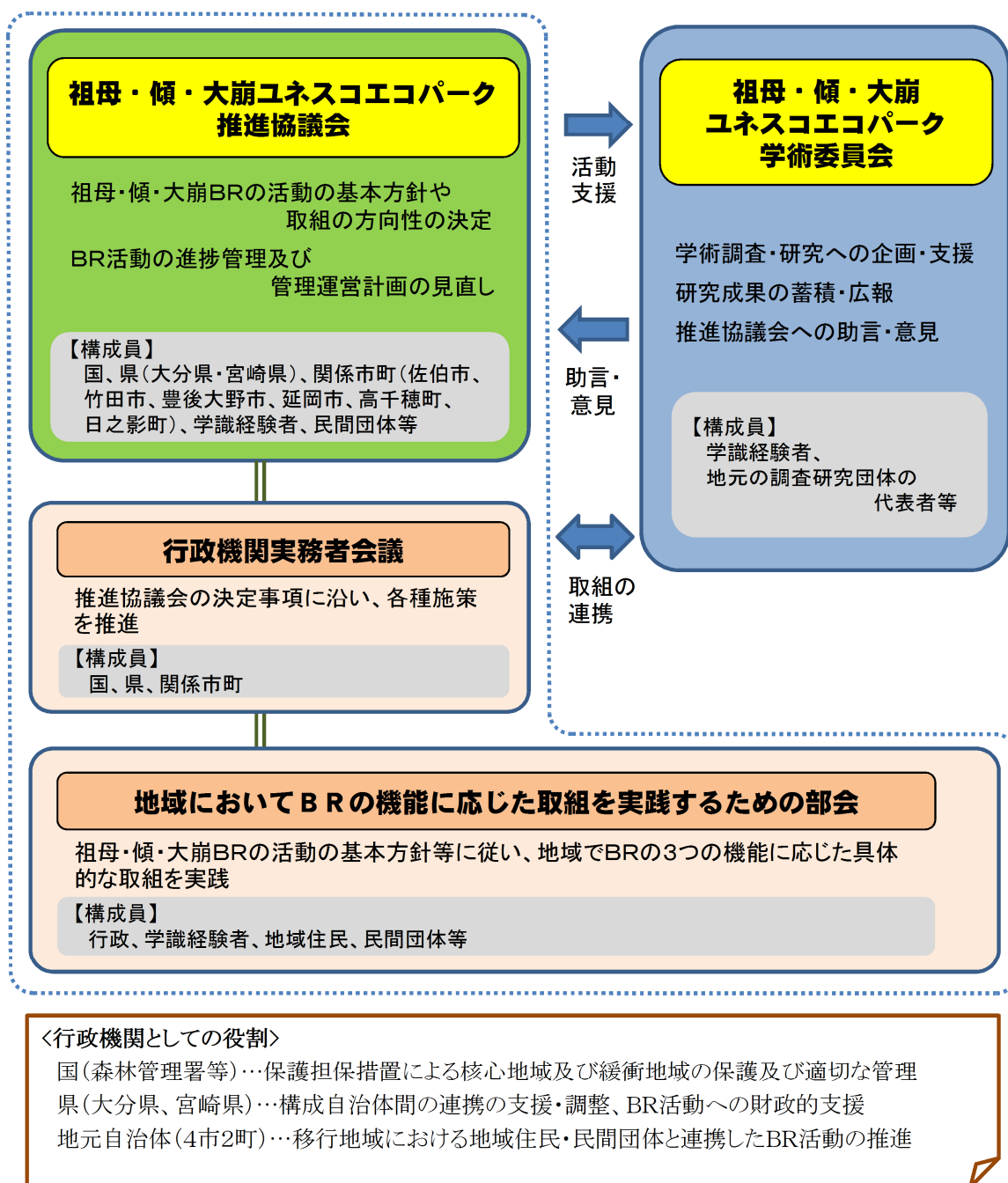


図5 祖母・傾・大崩BRの管理運営体制図

8 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク管理運営計画の進捗管理

(1) P D C Aサイクルによる進捗管理

管理運営計画は、推進協議会の定期的開催を通じて、実施状況を確認していくとともに、P D C Aサイクルに基づく効果検証を行っていく。

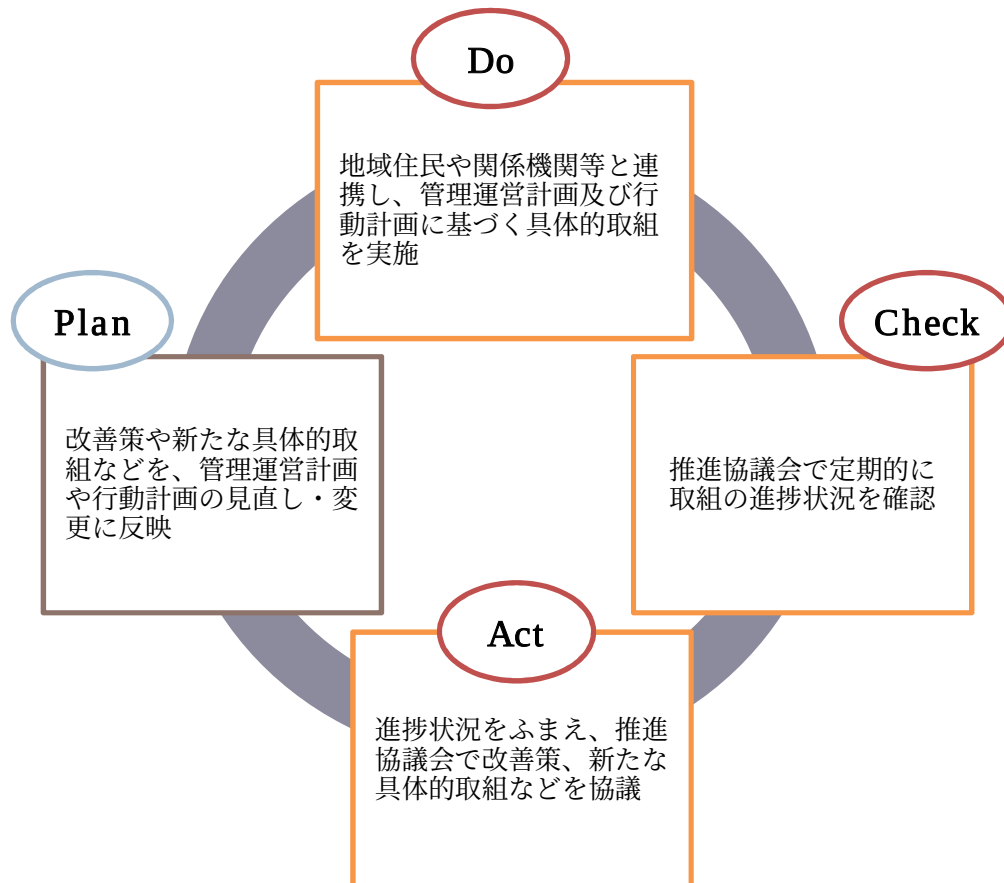


図6 管理運営計画のP D C Aサイクルによる進捗管理

(2) 管理運営計画の見直し及び変更

① 管理運営計画の見直し

祖母・傾・大崩BR管理運営計画の計画期間は10年間とする。ただし、5年を経過した段階で必要があれば見直しを行う。

② 管理運営計画の変更

計画期間中であっても、変更の必要が生じた場合は、推進協議会において協議の上、変更を行う。

【用語集】

- ・多様なハビタットがモザイク状に広がり (P1)

多様な生物種の生息場所が入り交じって広がっていること。

- ・二次的自然環境 (P4)

「人手が加えられることにより維持されてきた自然は、原生的自然に対して「二次的自然」と呼ばれます。」【出展：「美の里づくりガイドライン」(環境省)】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/soutyo/binosato_gaidorain/pdf/046p055s3s2.pdf

- ・レッドリスト (P4)

「レッドリストとは絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成しています。」

【出展：環境省ホームページ】 <http://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/>

- ・山間地農林業複合システム (P7)

世界農業遺産に認定された高千穂郷・椎葉山地域(高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村)で営まれる農林業システム。山間地という厳しい環境の中、焼畑やモザイク林に見られるように、森林を持続的に保全管理することでその恵みを巧みに引き出し、用材林業、棚田でのコメ作り、肉用牛生産、シイタケやお茶の栽培などを組み合わせた特徴的な農林業の複合経営が営まれている。【(世界農業遺産申請書)世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会事務局ホームページ(以下)から抜粋して作成。】

<http://takachihogo-shiibayama-giahs.com/wp-content/themes/original/pdf/World-Agricultural-heritage-instructions.pdf>

- ・世界農業遺産 (P7)

「伝統的な農業・農法と、それによって育まれた文化や土地景観、生物多様性に富んだ世界的に重要な地域について、それらの保全と持続的な活用が図られることを目的として、国連食糧農業機関(FAO)が認定するもの。」【出典：宮崎県ホームページ】

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/nosonkeikaku/shigoto/nogyo/nougyouisan.html>

- ・森林セラピー (P8)

「森林セラピーとは、森の持つ癒し効果を科学的に解明し、心身の健康づくりに活かす取り組みのことです。」【出典：日之影町森林セラピー推進協議会ホームページ】

<http://hinokage-therapy.com/publics/index/9/>

- ・地域管理経営計画（P11）

国有林野の管理経営に関する法律に基づき策定される「管理経営基本計画（農林水産大臣が策定）」に即して九州森林管理局等が策定する国有林野における管理経営に関する基本的な事項等のこと。

- ・ SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）（P16）

「SATOYAMA イニシアティブは、二次的自然環境における生物多様性の保全やその持続可能な利用の促進のため、環境省及び国連大学サステナビリティ高等研究所が中心となって提唱してきた取り組みです。IPSI は本イニシアティブの活動を促進するため、2010 年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の期間中、国・地方政府、研究機関、国際機関、NGO、民間企業等、多様な主体の参加を得て発足した国際パートナーシップです。」【出典：環境省ホームページ】

<http://www.env.go.jp/press/101937.html>

- ・持続可能な開発のための教育（ESD）、ユネスコスクール（P21）

「ESD は、Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。現在、世界には、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題があります。ESD とは、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。つまり、ESD は持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。」【出典：文部科学省ホームページ】

<http://www.esd-jpnatcom.mext.go.jp/about/index.html>

「ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校です。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールを ESD の推進拠点として位置付けています。」【出典：文部科学省ホームページ】

<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339976.htm>

- ・ソーシャルネットワーキングサービス（P22）

「登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。」【総務省ホームページ（以下）から抜粋して作成。】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/basic/service/07.html

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会会則

（設置目的）

第1条 「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」における貴重な生態系の持続的な保全、学術的研究や調査・研修への支援、自然と共生した持続可能な発展に係る取組を効率的かつ実践的に推進していくため、祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会の事業及び諸権利を引き継いでユネスコエコパークにおける取組を統括する祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進協議会は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにおける取組を統括する機関であり、予算、決算の議決、取組方針の決定及び取組の進捗管理等を行う。

（構成）

第3条 推進協議会は、別紙委員名簿に記載する次の者で組織する。

- （1）ユネスコエコパークにおける取組を効率的かつ実践的に推進することのできる学識経験者及び地域活動実践者
- （2）国の機関の代表、大分県及び宮崎県の担当部局長
- （3）大分県佐伯市、竹田市、豊後大野市、宮崎県延岡市、高千穂町、日之影町の長
- （4）ユネスコエコパークにおける取組に賛同し、推進協議会で参加を認められた者

2 推進協議会に顧問を置き、顧問は大分県知事及び宮崎県知事とする。

（役員）

第4条 推進協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監 事 2名

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長及び監事は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

6 監事は、推進協議会の会計及び会務を監査する。

（役員任期）

第5条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行う。
- 3 欠員補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 推進協議会の会議は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、毎年1回、臨時総会は、必要に応じ開催する。
- 3 定例総会及び臨時総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 総会は、委員の2分の1以上の出席（委任状及び代理出席を含む）がなければ開くことができない。
- 5 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができるほか、その他適当な方法により、広く意見を聴くことができる。
- 7 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - （1）規約の制定又は変更
 - （2）事業計画及び収支予算の承認
 - （3）事業報告及び収支決算の承認
 - （4）その他会長が必要と認めた事項
- 8 第4項及び第5項の規定に関わらず、会長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、総会の議決に代えることができる。

（行政機関実務者会議）

第7条 推進協議会に、行政機関実務者会議（以下「実務者会議」という。）を置き、推進協議会の審査案件の検討や部会の重要案件の調整等を行うほか、推進協議会で決定した取組の方向性に沿って各種施策を推進する。

- 2 実務者会議の構成員は、会長が別に定める。
- 3 実務者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（部会）

第8条 推進協議会に部会を置き、推進協議会で決定した取組方針に沿って、地域において具体的な取組を検討、実施する。

- 2 部会の設置及び改廃は、総会の議決により決定する。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

(会計年度)

第 10 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

(雑則)

第 11 条 この会則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 2 9 年 9 月 9 日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行の日以後、最初に選任される役員任期は、第 5 条第 1 項の規定に関わらず、平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとする。

(会計年度の特例)

3 この推進協議会の最初の会計年度は、第 1 0 条の規定に関わらず、施行日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会 委員名簿

H29.9現在

顧問	大分県知事	広瀬 勝 貞
顧問	宮崎県知事	河 野 俊 嗣

	所 属	氏 名
委員	佐伯市長	田 中 利 明
委員	竹田市長	首 藤 勝 次
委員	豊後大野市長	川 野 文 敏
委員	延岡市長	首 藤 正 治
委員	高千穂町長	内 倉 信 吾
委員	日之影町長	佐 藤 貢
委員	大分森林管理署長	川 畑 宏 二
委員	宮崎北部森林管理署長	黒 木 慶次郎
委員	日本文理大学教授	杉 浦 嘉 雄
委員	佐伯市番匠商工会会長	森 竹 治 一
委員	エコツーリズムガイド	佐 藤 美 樹
委員	長谷川地区地域支援員	三 代 泰 司
委員	宮崎大学名誉教授	岩 本 俊 孝
委員	環境省希少野生動植物種保存推進員	成 迫 平五郎
委員	高千穂山の会会長	佐 藤 利 治
委員	癒しの森の案内人の会代表	高 見 昭 雄
委員	大分県生活環境部長	柴 田 尚 子
委員	宮崎県総合政策部長	日 隈 俊 郎